



環 境 第 2283 号
平成30年（2018年）10月17日

エコ・パワー株式会社
代表取締役社長 水井 利行 様

佐賀県知事 山口 祥義



「（仮称）伊万里市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」
について（通知）

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」第14条第3項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

【県民環境部環境課】

(仮称)伊万里市における風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 に対する知事意見

1 全体的事項

- (1) 事業実施想定区域は、その全域が重要な自然環境のまとまりの場である保安林に指定されており、重要な植物群落である国見山のアカガシ林に隣接している。

加えて、当該区域及びその周辺は、既存文献の調査結果等から希少鳥類の渡り経路となっていることが確認されている。

これらのことなどから、本事業の実施により、自然環境の保全上重要な地域に対し重大な影響を及ぼす蓋然性が高いため、本事業計画の更なる検討の結果、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の位置並びに風力発電機の出力及び基数の削減等の事業計画の見直しを行うこと。

また、これらについて検討する過程における環境影響の予測は、可能な限り定量的に行うものとし、その経緯及び内容については、環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

- (2) 本事業計画において、搬出入経路は、今後の検討結果により変更の可能性があることとされていることから、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行った上で、実現可能な計画を検討し、改変が想定される全ての経路について、環境影響の程度を適切に整理し、比較検討を行い、その経緯及び内容を方法書に記載すること。

- (3) 本事業の環境影響評価手続の実施に当たっては、周辺住民等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。

- (4) 方法書以降の図書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、住民等の関係者にとって丁寧かつわかりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的事項

【騒音及び超低周波音】

- (1) 事業実施想定区域の周辺には住居等が存在しており、設置の工事や施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、住居等から離隔すること、低騒音型の機種を選定することなどにより、騒音及び超低周波音による生活環境への影響を回避又は可能な限り低減すること。

【地形及び地質】

- (1) 事業実施想定区域は、その全域が「日本の典型地形」(国土地理院) に
おいて「典型地形(地すべり地)」とされている「北松玄武岩台地」とな
っていることなどから、地形改変による重大な影響が懸念される。

このため、当該区域における風力発電機等の配置等の検討に当たっては、
専門家等から知見を得ることなどにより、土砂や濁水の流出等による動
植物の生息・生育環境や河川等の自然環境への影響に関する適切な調査、
予測及び評価を行うとともに、工事の実施に伴う土地の改変や樹木の伐
採を最小限に抑えることなどにより、自然環境及び水環境への影響を回
避又は可能な限り低減すること。

【風車の影】

- (1) 事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、施設の稼働に伴
う風車の影による生活環境への影響が懸念されることから、風力発電機
の配置、機種等の検討に当たっては、風車の影による生活環境への影響
を回避又は可能な限り低減すること。

【動物】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では、既存文献の調査結果等からハチク
マ、ツル類等の渡り経路が確認されているほか、専門家のヒアリング結
果から、小鳥類の通過の可能性があることや猛禽類が休息地として利用
することなどが確認されている。

加えて、事業実施想定区域を含む国見山系は、九州北西部では数少な
いムササビの生息地とされている。

これらのことなどから、本事業の実施により、鳥獣類への重大な影響
が懸念されるため、さらに専門家等から知見を得ることなどにより、鳥
獣類に関する適切な調査、予測及び評価を行うこと。

【景観】

- (1) 事業実施想定区域には、景観資源である国見高原が存在し、その周辺に
は、炭山棚田や国見棚田公園などの多数の主要な眺望点が存在している。

このため、風力発電機の配置、機種等の検討に当たっては、適切に調査、
予測及び評価を行い、地域の魅力が損なわれないよう景観への
影響を回避又は可能な限り低減すること。

- (2) 方法書以降の図書においては、風力発電機の設置予定範囲の標高の情報
を記載することなどにより、風力発電機と主要な眺望点及び景観資源と
の高低差を可能な限り明確にすること。

【人と自然とのふれあいの活動の場】

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺には、九州を一周する自然探勝歩道である九州自然歩道が存在しており、設置の工事や施設の稼働に伴う騒音及び風車の影並びに施設の存在に伴う景観変化による影響が懸念されることから、当該活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査を実施し、利用者及び管理者等の意見を踏まえた上で、本事業による影響の予測及び評価を行うこと。